

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2022年5月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2022年4月中旬～2022年5月中旬）

- 「最高人民法院が薬品安全に関する典型的事件を公表」
- 「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」

II. 中国法務の現場より

「上海市、ロックダウンを解除」

III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2022年4月中旬～2022年5月中旬）

◆ 最高人民法院が薬品安全に関する典型的事件を公表

最高人民法院 2022年4月28日公布

1. はじめに

薬品安全に危害を及ぼす行為に対して、中国政府はかねてから厳しい取り締まりを行ってきたが、特に近年は、薬品分野の急速な発展に適応するため、2019年に薬品管理法（以下「**現行薬品管理法**」という。）¹、2020年に刑法（以下「**刑法修正案（十一）**」という。）に関し、それぞれ薬品安全問題に関連する改正を行った。また、2022年3月に最高人民法院、最高人民検察院が公布した薬品安全に危害を及ぼす刑事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（以下「**解釈**」という。）²においては、薬品安全に関する犯罪の認定と量刑基準を全面的かつ体系的に定めた。

このような背景の下、薬品安全に関する行政、刑事及び民事事件を法に従い審理することを促進するために、2022年4月28日に最高人民法院は薬品安全に関する10件の典型的事件（以下「**本典型的事件**」という。）を公表した³。

10件の本典型的事件の内訳は、薬品自体の認定、すなわち偽薬品、粗悪薬品の認定に関するものが7件、薬品管理における違法行為に関するものが3件であった。以下では、中国で大きな注目を集めている偽薬品、粗悪薬品の認定及びその法的責任に関する規定と照らし合わせて、7件の偽薬品、粗悪薬品に関する本典型的事件の概要を紹介する。

なお、本典型的事件のうちいくつかは、現行薬品管理法、刑法修正案（十一）又は解釈（以下総称して「**現行法令等**」という。）が施行された前に発生された事件として、以前の関連法律、法規等（以下「**旧法令等**」という。）が適用されたものもあるものの、以下特に断りがない限り、それらの事件にて適用された旧法令等の関連規定は現行法令等と一致することを意味しており、便宜上、現行法令等を引用し説明することとする。

2. 要点とコメント

(1) 偽薬品、粗悪薬品の認定

現行薬品管理法第98条においては、偽薬品、粗悪薬品の認定基準を明確に定めている。以下では、当該認定基準と照らし合わせて、本典型的事件のうち偽薬品、粗悪薬品の認定に関する事件の概要を紹介する。

ア 偽薬品の認定

本典型的事件のうち、偽薬品の製造、販売と認められた事件は以下のとおり5件ある。

¹「薬品管理法」

²「最高人民法院、最高人民検察院关于办理危害药品安全刑事案件适用法律若干问题的解释」

³ <https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-357261.html>

偽薬品の認定基準 ⁴	相応の典型的事件
①薬品に含まれる成分が国家薬品基準に定める成分に合致しない	<p>事件 3：薬品取扱企業が違法ルートを通じて偽薬品を購入し、販売した事件</p> <p>2018年に、北京市のある薬品経営許可証を有している企業が、非正規ルートを通じ、低価格で輸入薬品「日達仙（注射用チマルファシン）」を購入し、それを被害者に8瓶販売し、販売総額は9,600元であった。関連薬品検査機構が輸入薬品登録基準に従い当該薬品を検査した結果、「<u>国家薬品基準に合致しない</u>」と判断され、北京市東城区市場监督管理局から偽薬品と判断された。</p> <p>裁判所は、被告人である医薬取扱企業及び直接責任を負うべき責任者が、違法ルートから適法手続のないかつ国家薬品基準と合致しない薬品を購入、販売した行為について、偽薬品販売罪の成立を認め、被告人を有期懲役に処し、罰金を併科した。</p>
②非薬品を薬品と偽り、又は別の種類の薬品を当該薬品と偽ること	<p>事件 1：注射器に生理食塩水を注入することにより9価ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンと偽って販売した事件</p> <p>2018年に、被告人は9価HPVワクチンが売れていることを知り、本物と似た注射器と注射針等、及び9価HPVワクチン用包装とラベル等其々約4万セット購入、注文した。そして共同被告人と共に購入した注射器に生理食塩水を注入することにより虚偽の9価HPVワクチンを2.3万回分製造し、メッセージングアプリ「WeChat」グループを通じて9,004回分を販売し、販売額は120万円を上回った。</p> <p>裁判所は、両被告人が製造した偽造の9価HPVワクチンを「<u>非薬品を薬品と偽る</u>」行為によって製造された偽薬品と判断し、両被告人による行為については、偽薬品製造販売罪の成立を認め、両被告人をそれぞれ有期懲役に処し、罰金を併科した。</p> <p>事件 9：消毒製品⁵にもかかわらず薬品的効能効果を標ぼうし、消費者を誤導した詐欺事件</p> <p>本件は、2016年、ある薬局から「魯衛消証字（2013）第0029号」と明記された消毒製品10個を購入した消費者が、薬品的効能効果を標ぼうした消毒製品を販売していた当該薬局を薬品管理法違反で提訴した事件である。</p> <p>裁判所は、「衛消証字」と明記された消毒製品に対し薬品的効能効果を標ぼうした行為を「<u>非薬品を薬品と偽る</u>」行為と判断し、当該消毒製品を販売した薬局による販売行為については、消費者を誤導した詐欺行為の成立を認め、被告に対し、原告に製品の代金180元を返金したうえ、懲罰的賠償として当該代金の3倍に相当する540元の支払いを命じた。</p>

⁴ 現行薬品管理法第98条第2項

⁵ 中国において、消毒製品は薬品と分別して管理されている。「消毒管理弁法（消毒管理办法）」第22条第1項、第31条第2項と第45条によれば、消毒剤、消毒機器、衛生用品と単回使用医療用品を含む消毒製品は、そのラベル（取扱説明書を含む）と宣伝内容に、薬品的効能効果を示し、又は暗示してはいけない。また、消毒製品の生産業者は、「（省、自治区、直轄市略称）衛消証字（発行年）第●●号」という様式の衛生許可証を取得しなければ、消毒製品の生産、販売することができない。

	<p>事件 2：漢方薬と西洋薬を混ぜて粉にして純漢方薬と偽って販売した事件 本件において、2018 年から 2020 年までの間に、被告人は、薬品製造許可証と薬品経営許可証を取得せずに、無断で甘草等の漢方薬に鎮咳成分を含む西洋薬を混ぜて粉にして、「特効咳喘靈」という偽薬名で販売し、販売額は約 186 万円であった。 裁判所は、漢方薬に複数の西洋薬を混ぜて純漢方薬と偽って販売した行為を「別の種類の薬品を当該薬品と偽る」行為と判断し、被告人の行為については、偽薬品製造販売罪の成立を認め、被告人を有期懲役に処し、罰金を併科した。</p> <p>事件 6：漢方薬に不純物を混入させた事件 本件において、2015 年に、被疑者によるタンポポに大青葉を混入させ「タンポポ」という名前で漢方薬を生産する行為が他人に通報され、当該薬品が市場に流通された前に所在地の甘肅省隴西県元食品薬品监督管理局により取り締まられた。 隴西県人民検察院は、被疑者の行為について偽造粗悪製品製造販売罪の成立を認めたが、犯罪の情状が軽微であったことに鑑み、不起訴を決定した。他方、隴西県元食品薬品监督管理局は、被疑者による「別の種類の薬品を当該薬品と偽る」方法で偽薬品を製造、販売する行為に対し、被疑者が違法に製造した「タンポポ」24,640 キロを没収し、その商品の価額 150,304 元の 2 倍である 300,608 元の過料を科した。 これに対し、被疑者は当該行政処罰を不服として行政訴訟を提起したが、裁判所は、隴西県元食品薬品监督管理局による偽薬品の製造と販売という事実の認定が明確であり、またそれに基づいた行政処罰の法律適用が正確であると判断し、秦氏の請求を棄却した。</p>
③変質した薬品	N/A
④薬品に記載された適応症又は主治効能が定められた範囲を超える	N/A

イ 粗悪薬品の認定

本典型的事件のうち、粗悪薬品の製造、販売と認められた事件は以下のとおり 2 件ある。

粗悪薬品の認定基準 ⁶	相応の典型的事件
①薬品成分の含量が国家薬品基準に合致しない	N/A
②汚染された薬品	N/A
③有効期間が記載されておらず、又は変更された薬品	N/A
④製品ロット番号が明記されておらず、又は変更された薬品	<p>事件 10：製品ロット番号が明記されていない薬品を販売した事件 本件は、2019 年に、消費者がある薬局からいくつかの薬品を購入した後、国家食品薬品監督管理総局のサイトで購入した薬品の関連情報を検索できなかったため、当該薬品が偽薬品であることを事由に当該薬局を提訴した事件であった。 裁判所は、製品ロット番号が明記されていなかった薬品を粗悪薬品と判断し、被告に対し、原告に薬品の代金 2,000 元を返金したうえ、懲罰的賠</p>

⁶ 現行薬品管理法第 98 条第 3 項

	償として当該代金の 10 倍に相当する 20,000 元の損害賠償金の支払いを命じた。
⑤有効期間を経過した薬品	N/A
⑥無断で防腐剤、添加剤が添加された薬品	N/A
⑦薬品基準に合致しないその他の薬品	<p>事件 5：薬品製造企業は許可された薬品製造プロセスに従わず薬品を製造した事件</p> <p>本件において、山東省済南市のある薬品製造企業は、2010 年 1 月から 2011 年 8 月までの間に、許可された薬品製造プロセスに基づいた原薬トリヘキシフェニジル塩酸塩の生産をせず、薬品製造又は経営許可証を取得していない他社からトリヘキシフェニジル塩酸塩の薬品中間体を購入し、化学合成することにより原薬トリヘキシフェニジル塩酸塩を生産した。</p> <p>済南市元食品薬品监督管理局は、当該薬品製造企業による薬品中間体を購入し、化学合成することにより原薬を生産した行為は、薬品製造プロセスを変更し、「薬品基準に合致しない」と判断し、粗悪薬品の製造販売行為として行政処罰を決定し、違法に製造したトリヘキシフェニジル塩酸塩 29.17 キロと違法所得 370 万元を没収し、その商品の価額総額 4,982,169.6 元と同額の過料を科した。</p> <p>当該薬品製造企業は当該行政処罰を不服として行政訴訟を提起したが、裁判所は、済南市元食品薬品监督管理局による粗悪薬品の製造と販売という事実の認定が明確であり、またそれに基づいた行政処罰の法律適用が正確であると判断し、当該薬品製造企業の訴訟請求の棄却を判決した。</p>

(2) 偽薬品、粗悪薬品を製造、販売した場合の法的責任

偽薬品、粗悪薬品を製造、販売した行為の認定については、通常、行政違法性と刑事違法性が密に絡んでいるため、当該違法行為による法益侵害の程度により、行政処罰を与えるか、それとも刑罰まで科すかが判断される。

また、法令上、薬品の欠陥による損害の賠償責任及び求償権が規定されているので、薬品の欠陥により民事上の責任を負う可能性もある。

以下では、前述した 7 件の偽薬品、粗悪薬品の認定に関する本典型的事件の判決結果と照らし合わせて、偽薬品、粗悪薬品を製造、販売した場合の法的責任を説明する。

ア 偽薬品、粗悪薬品を製造、販売した場合の行政責任

偽薬品、粗悪薬品の認定に関する本典型的事件 7 件のうち、2 件における不法行為者は相応の行政責任を負った。

項目	現行薬品管理法における規定 ⁷	関連典型的事件における判決に関する説明
偽薬品を製造、販売した場合の行政責任	<ul style="list-style-type: none"> 違法に製造、販売した薬品及び違法所得を没収し、製造又は営業の停止及び整顿を命じ、薬品認可証明文書を取り上げ、併せて違法に製造、販売した薬品の価額の <u>15 倍以上 30 倍以下</u>の過料に処する。 	<p>事件 6：漢方薬に不純物を混入させた事件</p> <p>本件は、現行薬品管理法が施行された前の 2015 年に発生した事件として、当時有効であった 2015 年に改正された薬品管理法（以下「薬品管理法（2015 年版）」という。）が適用された。</p>

⁷ 現行薬品管理法第 116 条、第 117 条

	<ul style="list-style-type: none"> • 価額が 10 万円に満たないときは、10 万円として計算する。 • 情状が重いときは、薬品製造許可証、薬品経営許可証又は医療機関製剤許可証を取り上げ、その相応の申請を 10 年間受理しない。 • 薬品上市許可保有者が国外企業であるときは、その薬品の輸入を 10 年間禁止する。 	<p>薬品管理法（2015 年版）では、「偽薬品を製造、販売した場合には、違法に製造、販売した薬品及び違法所得を没収し、併せて違法に製造、販売した薬品の価額の <u>2 倍以上 5 倍以下の過料</u>に処する。」⁸と規定されていたところ、本件における不法行為者は、違法に製造した薬品が没収されたほか、薬品価額の 2 倍の過料に処された。</p>
<p>粗悪薬品を製造、販売した場合の行政責任</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 違法に製造、販売した薬品及び違法所得を没収し、併せて違法に製造、販売した薬品の価額の <u>10 倍以上 20 倍以下の過料</u>に処する。 • 違法に製造、卸売した薬品の価額が 10 万円に満たないときは、10 万円として計算し、違法に小売した薬品の価額が 1 万円に満たないときは、1 万円として計算する。 • 情状が重いときは、製造又は営業の停止及び整顿を命じ、ひいては薬品認可証明文書、薬品製造許可証、薬品経営許可証又は医療機関製剤許可証を取り上げる。 	<p>事件 5：薬品製造企業は許可された薬品製造プロセスに従わず薬品を製造した事件</p> <p>本件は、2010 年から 2011 年までの間に発生した事件として、当時有効であった 2001 年に改正された薬品管理法（以下「薬品管理法（2001 年版）」という。）が適用された。</p> <p>薬品管理法（2001 年版）では、「粗悪薬品を製造、販売した場合には、違法に製造、販売した薬品及び違法所得を没収し、併せて違法に製造、販売した薬品の価額の <u>1 倍以上 3 倍以下の過料</u>に処する。」⁹と規定されたところ、本件における不法行為者は、違法に製造した薬品及び違法所得が没収されたほか、違法に製造、販売した薬品の価額の 1 倍の過料に処された。</p>

上表から分かるように、旧法令等と比べ、現行薬品管理法では、偽薬品、粗悪薬品を生産、販売した不法行為者に対する責任が大幅に引き上げられている。

また、偽薬品、粗悪薬品を生産、販売した不法行為者に行政責任を負わせるほか、

- ① 薬品使用者が偽薬品、粗悪薬品を使用した場合
- ② 偽薬品、粗悪薬品の貯蔵、輸送等の便宜を供与した場合
- ③ 薬品ネットワーク取引のための第三者プラットフォームの提供者が、プラットフォーム上で薬品取扱企業による偽薬品、粗悪薬品を販売したような違法行為を発見したときの、関連政府部門への報告又はネットワーク取引プラットフォームサービスの提供停止等の義務を履行していない場合¹⁰

には、関連主体は相応の行政責任を負う可能性がある¹¹。

イ 偽薬品、粗悪薬品を製造、販売した場合の刑事責任

偽薬品、粗悪薬品の認定に関する本典型的事件 7 件のうち、3 件における不法行為者は相応の刑事責任を負った。

⁸ 薬品管理法（2015 年版）第 73 条

⁹ 薬品管理法（2001 年版）第 75 条

¹⁰ 現行薬品管理法第 62 条第 2 項、第 3 項によれば、薬品ネットワーク取引のための第三者プラットフォームの提供者は、プラットフォーム上で薬品取扱企業の資質等につき、審査を行い、それが法定の要求に合致することを保証し、かつプラットフォーム上で発生する薬品の取扱行為につき、管理を行わなければならない。第三者プラットフォームの提供者は、薬品取扱企業に違法行為があることを発見した場合には、所在地の薬品監督管理部門に報告するほか、重大な違法行為に対して直ちにネットワーク取引プラットフォームサービスの提供を停止しなければならないと義務付けられている。

¹¹ 現行薬品管理法第 119 条、第 120 条、第 131 条

項目	刑法改正案（十一）及び解釈における規定	関連典型的事件における判決に関する説明
偽薬品製造、販売、提供罪	<p>刑法改正案（十一）第141条第1項によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 偽薬品を製造、販売した者については、3年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科する。 人体の健康に対して重大な危害をもたらし、又はその他の重い情状がある場合には、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。 人を死亡させ、又は<u>その他の特に重い情状</u>をもたらした場合には、10年以上の有期徒刑、無期徒刑又は死刑に処し、罰金又は財産没収を併科する。 <p>解釈によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 偽薬品は注射剤薬品、救急薬品に該当する等6つの場合には、<u>重きに従い処罰</u>しなければならない¹²。 偽薬品を製造、販売、提供した価額が20万元以上50万元以下等4つの場合には、刑法改正案（十一）第141条に定められた「<u>その他の重い情状</u>」と認める¹³。 偽薬品を製造、販売、提供した価額が50万元以上等8つの場合には、刑法改正案（十一）第141条に定められた「<u>その他の特に重い情状</u>」と認める¹⁴。 	<p>事件1：注射器に生理食塩水を注入することにより9価ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンと偽って販売した事件</p> <p>本件は、被告人が製造、販売した偽造ワクチンの価額が120万元を超えたため、「<u>その他の特に重い情状</u>」を有し、また、偽造ワクチンは注射剤に該当したため、<u>重きに従い処罰</u>しなければならないところ、被告人を有期徒刑15年に処し、罰金150万元を併科し、被告人張氏を有期徒刑13年に処し、罰金100万元を併科した。</p> <p>事件2：漢方薬と西洋薬を混ぜて粉にして純漢方薬と偽って販売した事件</p> <p>本件において、被告人が製造、販売した偽薬品の価額が186万元になったため、「<u>その他の特に重い情状</u>」を有するとして、被告人の一部を有期徒刑10年9カ月に処し、罰金372万元を併科し、その他の被告人をそれぞれ有期徒刑1年6カ月から10年3カ月と、罰金を併科した。</p> <p>事件3：薬品取扱企業が違法ルートを通じて偽薬品を購入、販売した事件</p> <p>本件において、被告人が販売した偽薬品は注射剤に該当したため、<u>重きに従い処罰</u>しなければならないが、被告人が自首したという情状もあるため、軽きに従い処罰することができることから、被告人となった薬品取扱企業に罰金5万元を科し、直接責任を負う責任者にそれぞれ有期徒刑9カ月15日と、罰金1万元を併科した。</p>
粗悪薬品製造、販売、提供罪	<p>刑法改正案（十一）第142条第1項によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 粗悪薬品を製造、販売し、人体の健康に対して重大な危害をもたらした者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。 結果が特に重大である場合には、10年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処し、罰金又は財産没収を併科する。 	N/A

¹² 解釈第1条

¹³ 解釈第3条

¹⁴ 解釈第4条

	<p>解釈第 5 条では、重きに従い処罰しなければならない情状を規定しているほか、刑法改正案（十一）第 142 条に定められた「人体の健康に対して重大な危害をもたらした情状」と「結果が特に重大である情状」を定義している。</p>	
--	--	--

また、刑法改正案（十一）では「薬品管理妨害罪」を追加し、薬品管理法（2015 年版）において偽薬品とみなす旨定められていた、無許可製造等の薬品を製造、販売する行為、及び薬品管理における関連規定に違反する行為の一部を単独の条文として規定した¹⁵。解釈においては、司法上の実情に応じて、薬品管理妨害罪に関する認定、量刑基準及び関連法律適用問題も明確に規定している¹⁶。

ウ 偽薬品、粗悪薬品を製造、販売した場合の民事責任

偽薬品、粗悪薬品の認定に関する本典型的事件 7 件のうち、2 件は民事上の賠償責任にも関わっている。

現行薬品管理法では、偽薬品、粗悪薬品を製造し、又は偽薬品、粗悪薬品であることを知りながら販売した場合には、被害者に損失を賠償するほか、代金の 10 倍又は損失の 3 倍の賠償金を支払い、且つ 1000 元を下回らないと規定されている¹⁷。**事件 10：製品ロット番号が明記されていない薬品を販売した事件**においては、当該規定に基づき、被告に製品代金の返金及び代金の 10 倍の賠償金を支払わせた。

他方、**事件 9：消毒製品にもかかわらず薬品的効能効果を標ぼうし、消費者を誤導した詐欺事件**は、現行薬品管理法が施行された前の 2016 年に発生した事件であり、当時有効であった薬品管理法（2015 年版）では薬品の欠陥による賠償責任が規定されていなかったが、裁判所は消費者権益保護法の関連規定¹⁸に基づき、被告に製品代金の返金及び代金の 3 倍の賠償金を支払わせた。

以上のとおり、本典型的事件における偽薬品、粗悪薬品に関する認定基準と法的責任について、現行法令等と照らし合わせて見れば分かるように、現行法令等においては、偽薬品、粗悪薬品の認定及び法的責任に関する法体制が整備されつつある中で、中国政府は薬品安全に危害を及ぼす行為をより厳しく打撃する立場が読み取れる。

◆ 両用品目輸出管理条例（意見募集稿）¹⁹

商務部 2022 年 4 月 22 日公表

1. はじめに

2022 年 4 月 22 日、両用品目輸出管理条例の草案（以下「**本草案**」という。）が公布され、5 月 22 日までパブリックコメントが募集された。

¹⁵ 刑法改正案（十一）第 142 条の 1

¹⁶ 解釈第 7 条、第 8 条

¹⁷ 現行薬品管理法第 144 条第 3 項

¹⁸ 消費者権益保護法（消費者权益保护法）第 55 条第 1 項によれば、事業者が商品又はサービスを提供するにあたり詐欺行為をした場合は、消費者の要求に従いそれが被った損害の賠償を増額しなければならない。賠償を増額する金額は、消費者が商品を購入した代金又はサービスを受けた費用の 3 倍とすると規定されている。

¹⁹ 「両用物项出口管制条例（征求意见稿）」

本草案は、2021年12月1日に施行された安全保障輸出管理について定める輸出管理法²⁰の下位法令として位置付けられるものである。輸出管理法は、両用品目、軍需品、核並びにその他国の安全及び利益の擁護、拡散防止等の国際的義務の履行に関わる貨物、技術、役務等の品目を適用対象としているが²¹、本草案は、このうち、「両用品目」の輸出管理について定めるものである²²。

近時、主要国において、AI、量子コンピューティング、ドローン等の民生用の新興技術の軍事転用の増加を背景とした新興技術の輸出管理規制や半導体やレアアース等重要物資の輸出管理規制の強化の動きが活発化している。このような両用品目の輸出管理規制はサプライチェーンへの影響が極めて大きいところであるが、本草案は今後の中国の両用品目の輸出管理規制の方向性に影響を与えるものと考えられる。

2. 本草案の概要

両用品目の輸出管理は、核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル等の大量破壊兵器関連品目とそれ以外の通常兵器関連品目に大きく分かれる。

従来、中国の両用品目は、核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル等品目ごとに異なる条例及びリストで規制されており、その規制は複雑なものとなっていた。この点、本草案では、従前分散していた大量破壊兵器関連の両用品目に関する規制を統合し、且つ、通常兵器関連の両用品目も含めて統一的な規則に一本化したものである。なお、本草案は両用品目に関する規定であり、軍需品や核専用品及び化学兵器に使用できる監督規制化学品は、その適用対象外となっている²³。

なお、本草案においては、「核両用品目及び関連技術輸出管制条例」²⁴を含むいくつかの法令を廃止することを明記している²⁵。

3. 本草案の要点

本草案における主たる規定は以下のとおりである。

(1) リスト規制

ア 管理品目

輸出管理は、リスト規制とキャッチオール規制に大きく分かれる。この点は輸出管理について定める日本の外為法と同様である。そして、輸出管理リストに記載された管理品目又は臨時管理品目の輸出において、輸出者は国家輸出管理部門に許可を申請することが求められる²⁶。

現在の両用品目リストである「両用品目及び技術輸出入許可証管理目録」²⁷は、大量破壊兵器や暗号製品等の両用品目リストとなっており、影響が大きい通常兵器の両用品目も含めた統合的な輸出管理リストは制定されていない状況である。

²⁰ 「中华人民共和国出口管制法」

²¹ 輸出管理法第2条第1項

²² 「両用品目」(中国語は「两用物項」とは、民事及び軍事若しくは軍事力を向上させるのに役立つ、特に大量破壊兵器及びその運搬機器の設計、開発、生産又はその使用に用いられる貨物、技術、サービスをいう(輸出管理法第2条第4項)。

²³ 本草案第59条第1項

²⁴ 「中华人民共和国核两用品及相关技术出口管制条例」

²⁵ 本草案第60条

²⁶ 輸出管理法第12条

²⁷ 「两用物项和技术进出口许可证管理目录」

本草案では、両用品目輸出管理リスト策定及び調整する際には、適切な方法で意見を募集し、且つ①国の安全と利益に対する影響、②拡散防止等の国際義務の履行に対する影響の要素を考慮して必要な産業調査および評価を実施しなければならないとしているため²⁸、統合的な輸出管理リストが公表される前に、パブリックコメントが募集されることが予想され、正式な施行には更なる時間を要すると予想される。

また、両用品目リスト内の品目に管理番号を設けるとも規定されており²⁹、どのような規制番号体系が採用されるかも注目される。

イ 臨時管理品目

輸出管理法では、輸出管理リスト以外の貨物、技術、役務に対して2年を超えない範囲で臨時管理を実施できると規定している³⁰。

本草案では、臨時管理の実施期間が満了する前に、国務院の商務主管部門は速やかに評価を行い、評価結果に基づいて以下のように処理しなければならないとし³¹、この臨時管理の期間満了前の対応を明確にしている。

- 管理を行う要因がすでにない場合は、臨時管理措置を取消す公告を公布しなければならない
- 管理を行う要因が依然として備わっているが、まだ両用品目輸出管理リストに加えるのに適さない場合は、臨時管理措置を延長する公告を公布しなければならず、延長の期限は2年を超えてはならない
- 両用品目輸出管理リストに加えるのに適している場合は、臨時管理品目を両用品目輸出管理リストに加えなければならない

(2) キャッチオール規制

キャッチオール規制とは、リスト規制の対象とならない場合であっても、輸出される貨物、技術、役務が①国の安全及び利益に危害を及ぼすもの、②大量破壊兵器及びその運搬機器の設計、開発、生産又は使用に用いられるもの、③テロ目的に用いられるもの、のいずれかにあたるような可能性を知り若しくは知り得た場合、又は国家輸出管理機関からそのような通知を受けた場合に、国家輸出管理部門による許可の取得を必要とする制度である³²。

この点、本草案では、輸出者が、輸出完了後3年以内に上記のいずれかのリスクに該当することを発見した場合に、商務主管部門への報告義務を課しているほか、これを怠った場合の行政処罰を定めており³³、輸出完了後といえどもキャッチオール規制の該当性については留意することが求められるといえる。

(3) 許可制度

ア 許可手続

輸出される貨物等がリスト規制、キャッチオール規制に該当する場合には国家輸出管理部門に許

²⁸ 本草案第13条第2項

²⁹ 本草案第13条第1項

³⁰ 輸出管理法第9条第2項

³¹ 本草案第14条第2項

³² 輸出管理法第12条第3項

³³ 本草案第27条第2項、第50条第1項

可を申請しなければならないが³⁴、本草案は、その審査期間、有効期間、申請資料、許可証の変更・取消等について規定している。

審査期間は原則 45 営業日と、日本の原則 90 日と比べると短いものとなっている³⁵。しかし、個別許可の有効期間は通常は 1 年を超えず、包括許可³⁶の有効期間は 2 年を超えないとされており、比較的短期となっている³⁷。また、商務主管部門が輸出活動についてキャッチオール規制に該当するリスクを発見した場合は、許可証が取り消される可能性がある³⁸。

イ 優遇措置

本草案では、許可の優遇措置として、日本の外為法と同様に包括許可や許可申請の免除を規定している。包括許可とは、輸出者が許可証に明記される範囲と有効期間内において複数の最終需要者に対して、複数種類の両用品目を複数回輸出することを許可する輸出管理を効率的に行うために重要な制度である。

しかし、本草案においては、包括許可を申請する要件として、内部コンプライアンスの整備のみならず、両用品目の輸出に 2 年以上従事し且つ輸出許可を複数回取得していることや、比較的固定化された販路・最終需要者がいることを要求しており³⁹、申請のハードルが高い。また、包括許可の取得後も定期的に許可証の使用状況を報告して検査を受けなければならないものとされている⁴⁰。

また、許可申請が免除規定について、日本法では許可申請の免除事由として、特許等の公知技術や基礎科学分野の研究活動にあたることなど活用しやすい比較的広範な事由が列挙されているが、本草案においては、以下に掲げる場合がその対象とされており、また輸出前に国務院の商務主管部門に登録しなければならないため、その適用場面が限定的なものになると思われる⁴¹。

- ① 入国して点検修理、テスト或いは検査後、適切な期限内に元の輸出地に返送する場合
- ② 中国国内で開催される展覧会に参加し、展覧会の終了後、直ちにそのまま元の輸出地に返送する場合
- ③ 民生用飛行機部品の出国メンテナンスをする場合
- ④ 国務院の商務主管部門が規定するその他の状況

(4) 最終需要者、最終用途管理

ア 証明文書の提出

安全保障の観点から輸出する規制品目の最終需要者や最終用途を確認することが求められており、輸出許可の申請資料として証明文書を提出する必要がある。

この点、輸出管理法においては、最終需要者又は最終需要者の所在国及び地域の政府機関の発行する、規制品目の最終需要者及び最終用途の証明文書を提出しなければならないとされていたの

³⁴ 輸出管理法第 12 条第 1 項、第 2 項

³⁵ 本草案第 18 条第 1 項

³⁶ 中国語は「通用許可」

³⁷ 本草案第 19 条

³⁸ 本草案第 22 条

³⁹ 本草案第 23 条

⁴⁰ 本草案第 24 条

⁴¹ 本草案第 25 条

に対し⁴²、本草案では、国務院の商務主管部門が必要に応じて、最終需要者の所在する国や地域の政府機関が発行した最終需要者と最終用途の証明書と同時に提出することを輸出者に要求することが出来ると定めており⁴³、必ずしも公的機関による証明書発行を要求していない。

イ 最終需要者、最終用途の変更

既に輸出した両用品目に最終需要者又は最終用途を変更する確かな必要性がある場合は、国務院の商務主管部門の承認を得なければならず、その後、許可範囲内で変更を行うことができる⁴⁴。

また、輸出者、輸入業者は関連する両用品目の最終需要者又は最終用途が変更された、又は変更される可能性のあることに気づいた場合は、速やかに国務院の商務主管部門に報告しなければならず、まだ輸出されていないか、まだ一部が輸出されていない場合は、速やかに輸出を中止しなければならない⁴⁵。

貿易実務上、輸出後のビジネス環境の変化から最終需要者又は最終用途が変更されることが少ないため、これらの変更が生じた場合の対応についても注意が必要といえる。

(5)規制ユーザーリスト

規制ユーザーリストとは、国家輸出管理部門が、①最終需要者又は最終用途の管理の要求事項に違反したもの、②国家安全に危害を及ぼす恐れのあるもの、③規制品目をテロリズムの目的に用いたもののいずれかに該当すると判断した輸入業者・最終需要者を掲載するリストである⁴⁶。

本草案では、規制ユーザーリストに記載された場合の効果がより詳細にされており、具体的には、国務院の商務主管部門は規制ユーザーリスト内の輸入業者・最終需要者の両用品目の輸出について、輸出の全部又は一部の禁止や、関連する許可申請の不許可といった措置を講じることが出来るとされている⁴⁷。

そのほか、規制ユーザーリスト内の輸入業者と最終需要者に対しては、包括許可、許可申請免除といった優遇措置は適用されない⁴⁸。

4. 今後の注目点

以上のとおり、本草案では、輸出管理手続の規制が強化あるいは明確化された部分がある一方、輸出管理法において不明確であり下位法令による明確化が待たれていた部分について、いまだ不明確な点が多く存在している。特に以下の3つの規制は実務上の影響が極めて大きく、引き続き規制動向に注視する必要がある。

⁴² 輸出管理法第15条

⁴³ 本草案第28条第1項

⁴⁴ 本草案第30条第1項

⁴⁵ 本草案第30条第2項

⁴⁶ 輸出管理法第18条第1項

⁴⁷ 本草案第31条第2項

⁴⁸ 本草案第32条第2項

(1) 再輸出規制

輸出管理法は、再輸出が規制対象であることを規定しているが⁴⁹、再輸出の定義や基準、手続については規定していない。

このような規定が導入された背景には、米国の輸出管理改革法（ECRA）、輸出管理規則（EAR）における再輸出規制の強化があるとされているが、米国の場合、米国原産の規制品目が外国で生産された品目に組み込まれていても、価格ベースで当該外国製品の総価格の 25%（テロ支援国、米国独自の禁輸国への再輸出は 10%）以下であれば規制対象とはならない。

他方、中国の輸出管理法においてはこのような基準が定められておらず、規制対象となる取引や例外事由等の明確化が待たれる。

(2) みなし輸出規制

輸出管理法は、「中国の公民、法人及び非法人組織による外国の組織及び個人への規制品目の提供」を規制対象としている⁵⁰。輸出管理法ではみなし輸出という文言はなく輸出の範疇とされているが、一般的にみなし輸出と呼ばれている⁵¹。

日本においても外為法の関連する省令、通達が改正され、2022年5月1日からみなし輸出規制が強化されている。

中国のみなし輸出規定は、居住者か非居住者かで区別する日本法とは異なり輸出者の国籍を基準として、外国籍者への規制品目の提供を規制しているが、「外国の組織及び個人への規制品目の提供」の範囲が明らかにされていない。そのため、中国子会社の外国籍社員（日本の親会社からの出向者等）への規制品目の提供の際に許可が必要となり、中国子会社との情報共有に障害が生じる可能性がある。

(3) データ越境提供規制

輸出管理法は、輸出管理を「中国国内から国外への規制品目の移転」に対する禁止又は制限措置と定義し、規制品目には品目に関連する技術資料等のデータが含まれるため⁵²、規制品目に関連する技術データを海外に移転するには、許可を要することになる。

一方、中国ではサイバーセキュリティ法⁵³、データセキュリティ法⁵⁴においては、「重要データ」の越境移転にあたって国家ネットワーク情報部門によるセキュリティ評価の実施を求めているが⁵⁵、当該セキュリティ評価の実施と、輸出管理法に基づく許可取得の関係性については明確でなく、実際にデータ移転をすべき場面における対応事項としては不明確なままとなっている⁵⁶。

⁴⁹ 輸出管理法第 45 条

⁵⁰ 輸出管理法第 2 条第 3 項

⁵¹ 中国語では「視同出口」

⁵² 輸出管理法第 2 条第 2 項

⁵³ 「中华人民共和国网络安全法」

⁵⁴ 「中华人民共和国数据安全法」

⁵⁵ サイバーセキュリティ法第 37 条、データセキュリティ法第 31 条

⁵⁶ もっとも、そもそも国家ネットワーク情報部門によるセキュリティ評価の実施に関しては、施行された正式な法令やガイドライン等が未だない関係で、これを実施すること自体が困難である。2021年10月にデータ移転セキュリティ評価弁法（数据出境安全评估办法）の意見募集稿が公表されているが、施行には至っていない。なお、同弁法意見募集稿第 10 条においては、重要データの越境移転に係るセキュリティ評価を実施するにあたって、国家ネットワーク情報部門は関連主管部門の意見を求めるものとして定められている。

このため、二重規制により、データの自由な移転が害され、中国で行った研究開発のデータや、共同研究の成果等を日本へ移転することに障害となる可能性がある。

執筆担当：三代川英嗣、李湏

II. 中国法務の現場より

◆ 上海市、ロックダウンを解除

2022年4月1日に開始され、2か月続いた上海市全域でのロックダウンは、2022年6月1日に、ようやく解除された。

上海市の浦東地域では、3月28日にロックダウンが開始されたので、その封鎖は2か月以上も続いた。また、一部のマンションが全域ロックダウン前の3月中旬前後から既に封鎖され、ロックダウン解除までに70又は80日間に封鎖された住民もいるようである。

ロックダウン期間中における上海市のコロナ感染状況及び関連対応策・制限策について、マスコミやインターネット上ではたくさん報道され、その内、不思議な事件も少なくない。

1. タイムライン

- 2022年3月1日 上海市における今回の流行の最初の感染者が発生
- 2022年3月3日 上海市松江区におけるあるスーパーマーケットの従業員のPCR検査が陽性
- 2022年3月5日 上海市徐匯区におけるある入境者専用の隔離ホテルの職員のPCR検査が陽性
- 2022年3月14日 小、中学校がオンライン学習開始
- 2022年3月18日 非重点対象地域の人を対象としたPCR検査の実施
- 2022年3月23日 上海市東方病院のある看護師が喘息発作、病院の救急診療所が閉鎖され、治療が受けられず、死亡
- 2022年3月24日 1日あたりの新規感染者数は1,000人超。
- 2022年3月25日 1日あたりの新規感染者数は2,000人超
- 2022年3月28日 浦東地区で全地域の静態管理開始
- 2022年3月29日 1日あたりの新規感染者は5,000人超
- 2022年4月1日 浦西地区で全地域の静態管理開始
- 2022年4月4日 1日あたりの新規感染者数は1万人超
- 2022年4月7日 1日あたりの新規感染者数は2万人超
- 2022年4月13日 1日あたりの新規感染者数は27,719人（ピーク）
- 2022年4月17日 上海市で今回のコロナ流行での初の死亡例が発生
- 2022年5月17日 上海市における社会面のゼロコロナが実現
- 2022年6月1日 全域ロックダウンが解除

2. ロックダウンにおける一部の問題

ロックダウン実施初期、一般住民のみならず、多くの食料事業者も外出できないので、食料不足が重大な問題となっていた。特に浦東地域のロックダウンは前日の夜に公表され、食料の事前準備期間も足りず、また、結局、ロックダウンの期間が想定以上よりも長くなり、事前準備があっても、不足の問題が発生していた。その後、団体購入の導入もあったが、野菜等の値段は通常価格の2～3倍である場合もあった。また、団体購入の場合、最低注文量も定められており、人数が少ないマ

ンションの場合、団体購入の利用も困難であった。なお、政府より食料の配給もあったが、ロックダウンの期間に照らすと、配給量は、あまりにも少な過ぎたといえる⁵⁷。

食料問題のほか、受診難も重大な問題となっていた。上述の通り、ロックダウン前の3月23日に、ある居民が喘息発作後、病院に行ったが、病院の救急診療所が閉鎖されたので、治療が受けられず、死亡してしまった事件もあった。ロックダウン開始後、電車、公共バス、タクシー等公共交通機関の利用ができず、救急車又はマンションより手配されたボランティア車両しか利用できなかった。しかし、救急車又はボランティア車両の数が少なく、また、ボランティア車両が手配されないマンションもあり、病院が営業していても、病院に行くことも困難であった。一方、消毒等で営業停止の病院や科室があり、また、多くの医師や看護師がPCR検査の作業を指示され、医師不足の問題もあった。

また、ロックダウンより、従業員の移動不自由や物流の問題が生じ、多くの会社の経営は重大な影響を受けた。ロックダウン期間中、一部従業員泊まり込みの会社もあったが、その数は少なく、多くの会社は全員自宅勤務であった。また、ロックダウン後期、業務の再開をした会社もあったが、その数も少なく、また、稼働が出来たとしても、稼働率は低かった。

他方、上海市の弁護士の業務範囲は上海のローカル業務にとどまらず、全国に及ぶこともあり、ロックダウンにおける管理措置は、弁護士の業務遂行にも大きな影響を与えた。現地でのサポートが必要な案件では最適なシナリオを実行することが困難であり、EMSなど各種速達が停止され、クライアントとの書類のやり取りのみならず、裁判所への訴訟資料の発送及び裁判所からの速達の受け取りもできない状態となった。また、上海市外での裁判所では、上海の弁護士からのオンライン審理要請が拒否されたケースがあり、上海の弁護士を変更させるように案件の当事者を説得するような極端なケースも見られた。

3. 業務・生産の再開に関する支援

上海市は、ロックダウンによる経済への影響を最小限に抑え、経済と生産の急速な回復を促進するため、5月末に「経済回復と再生の加速のための上海行動計画」⁵⁸（以下「行動計画」という。）と「上海工業企業の業務・生産再開におけるコロナ流行予防と管理に関するガイドライン（第3版）」⁵⁹（以下「ガイドライン」という。）を発表した。ガイドラインは主に業務や生産を再開する際の防疫管理について、「行動計画」は主に経済支援政策について定めたものである。

行動計画によると、上海は、これから、企業の困難を解消するための対策に重点を置き、生産と市場の再開を積極的に推進し、外資と対外貿易を安定させ、消費と投資を促進する等施策を取るようになる。具体的な施策は次のとおりである。

• 企業の負担の軽減

主には、社会保険、住宅積立金及び税金の段階的な納付猶予、家賃の減免範囲の拡大、企業の手数料や費用の軽減、税金の払い戻しと減税の拡大、企業の雇用安定を支援する補助金の支払などがある。例えば、飲食業、小売業、観光業、交通運送業などの特別困難産業とコロナ禍の影響を受けた中小微企業、個人事業主は社会保険料等の納付の猶予措置を利用できる。

⁵⁷ 政府からの食料配給回数や毎回の配給量及び内容は、地域により異なっている。例えば、筆者が住んでいる地域における配給回数は10回程度で、一方、20回以上に配給された地域もあった。

⁵⁸ 「上海市加快经济恢复和重振行动方案」

⁵⁹ 「上海市工业企业复工复产疫情防控指引（第三版）」

- **業務と生産の再開と市場の再開を積極的に推進すること**
 抗疫ガイドラインを随時に更新し、生産と市場の再開の不当な制限を廃止し、6月1日から生産と市場の再開に関する承認制を廃止、各業種の生産と市場の再開をサポートする。
- **外資と対外貿易を安定させ、消費と投資を促進すること**
 重点外資系企業の業務と生産の再開のための専従サービス制度を構築し、重大外資系プロジェクトのオンラインサービスシステムを立ち上げ、2022年度の上海における多国籍企業の地域本部発展を促す特別資金の申告を前倒し、多国籍企業が上海に地域本部と外資系研究開発センターを設置することをさらに支援する。外資企業の上海に派遣する外国人従業員とその家族、重要なビジネス活動に従事するグローバル幹部、専門技術者等に対し、来中国招聘状と出入国手続きの取り扱いに便利措置を提供する。輸出税還付や輸出信用保険への支援を強化する。
- **インフラの強化**
 本項目には、資本、土地、人材、ビジネス環境などの分野における支援政策が制定された。

また、行動計画によると、3月28日に打ち出された「上海市における抗疫、企業の支援、発展の促進に関する若干政策措置」⁶⁰も、引き続き有効である。

なお、行動計画における一部の政策がどのように実施されるかはまだ不明であるが、その内、極めて具体的な支援策も含まれており、特に、一部の優遇措置の利用が企業による自発的な申請が必要とされており、企業は自らの状況に応じて関連する優遇措置を利用できるかどうかを検討する必要があるといえる。

4. 今後の課題

今回のロックダウン解除は、コロナの問題が完全に解決された後の解除ではなく、解除前にも社会面（封鎖管理をされていない地域を指す）での新規感染者が絶えず、解除直後の6月2日、3日も社会面での新規感染者がおり、封鎖解除直後に再び封鎖されたマンションもあった。

また、現在の抗疫ガイドラインによると、公共交通機関の利用や職場又はスーパー等商業施設に行く場合、72時間以内のPCR検査歴を持参しなければならず、サラリーマンの場合、少なくとも週2回のPCR検査を受ける必要がある。新規感染者が続出しており、上海市がどのような対応策を打ち出すかも注目されており、今後、コロナ管理と生産・生活再開の両立は、重大な課題といえる。

執筆担当：楊利涛

⁶⁰ 「上海市全力抗疫情助企业促发展的若干政策措施」

III. バックナンバー

過去1年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。
号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令	連載・コラム
速報版	サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン-個人情報越境処理活動認証技術規範（意見募集稿）	
2022年4月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院による『民事訴訟法』の適用に関する解釈」の改正に関する決定 国务院の一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定 	「最高人民法院が公表した2021年10大知財事件」
2022年3月号	<ul style="list-style-type: none"> 市场主体登記管理条例、市场主体登記管理条例実施細則 最高人民法院による「中華人民共和國民法典」総則編の適用における若干問題に関する解釈 最高人民法院による「中華人民共和國反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈 	
2022年2月号	<ul style="list-style-type: none"> 国家知的財産権局知的財産権信用管理規定 情報安全技術 重要データ識別指針（意見募集稿） 	
2022年1月号	<ul style="list-style-type: none"> 会社法修正草案（意見募集稿） 民事訴訟法の改正に関する決定 人民法院オンライン調解規則 	「2022年の注目しておくべき立法」
速報版（2022/1/25）	中国における育児休暇の導入について	
速報版（2022/1/6）	外資参入ネガティブリスト（2021年版）の施行について	
2021年10月号	<ul style="list-style-type: none"> 児童化粧品監督管理規定 信用調査業務管理弁法 中華人民共和國税関輸出入貨物商品の分類管理規定（2021） 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第9回 取引契約の履行
2021年9月号	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法 自動車データセキュリティ管理に関する若干の規定（試行） 税関登録登記及び届出企業信用管理弁法 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第8回 取引契約の交渉と締結
2021年8月号	<ul style="list-style-type: none"> 化粧品生産経営監督管理弁法 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ

	<ul style="list-style-type: none"> 市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理弁法 重要情報インフラ安全保護条例 	第7回 法務 DD の頻出事項④ (人事労務)
速報版 (2021/8/30)	中国の個人情報保護法について	
2021年7月号	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性管理に関する規定 市場監督管理行政処罰手続規定(改正)と市場監督管理行政処罰聴聞弁法(改正) 電子労働契約締結ガイドライン 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第6回 法務 DD の頻出事項③ (資産)
2021年6月号	<ul style="list-style-type: none"> 印紙税法 データセキュリティ法 反外国制裁法 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第5回 法務 DD の頻出事項② (許認可・環境)
2021年5月号	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国海上交通安全法(改正) 薬品監督・管理能力の建設の全面的な強化に関する実施意見 香港特別行政区破産手続の承認・協力の試験的展開に関する意見 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第4回 法務 DD の頻出事項① (組織)

-
- 発行
TMI 総合法律事務所

 - 編集・監修
山根基宏、中城由貴
包城偉豊、入江彦徴

 - 発行日
2022年6月6日
-

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



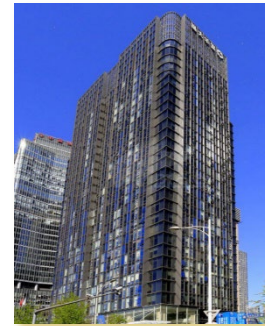
上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: tmishanghai@tmish.com



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/バンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/フランス/ブラジル/メキシコ/ケニア